

食数・食事の変更期限について（R2.11～）

①食数変更について

入所日の 5日前 15:00まで	レストラン食	食数に関わらず 変更可能
	弁当・野外炊事 早朝活動食	
入所日の 5日前 15:00～ 入所日の 前日 15:00	レストラン食	各食事 4食まで変更可能 ※入所日の5日前 15:00の食数を基準とします。 ※各食事5食以上の増加は、レストランと要相談 ただし、対応できない場合があります。
入所日の 5日前 15:00～ 入所日の 3日前 15:00	弁当・野外炊事 早朝活動食	各食事5食以上の減少は、 変更可能な4食分を引いた食数分をご請求いたします。
入所日の 前日 15:00以降	レストラン食	変更不可
入所日の 3日前 15:00以降	弁当・野外炊事 早朝活動食	※期限までに確定した食数分を ご請求いたします。

②食事の種類の変更について

入所日の**10日前15:00まで**は変更可能です。

※利用申込については、入所日の5日前までは受付をできますが、食事については、10日前の15:00以降は提供できない場合があります。